

公共高第340号

平成13年2月26日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長

介護休業手当金の支給対象日の変更について（通知）

地方公務員等共済組合法運用方針等の一部改正に伴い、介護休業手当金の支給対象日が下記のとおり変更されましたのでお知らせします。

つきましては、「介護休業手当金に係る事務処理要綱」を別添のとおり変更しますので、事務処理についてご注意願います。

なお、「介護休業手当金（変更）請求書」の様式については、変更はありませんので申し添えます。

記

【概要】

1 支給対象日について

改正前は、日曜日及び土曜日以外の日を正規の勤務日以外の日（以下「週休日」という。）と定められている場合（夏季休業期間等に「まとめ取り」日の指定をする方法等）でも、日曜日及び土曜日を週休日とみなして支給対象日から除外していました。

今回の改正により、日曜日以外の日を週休日と定められている場合（第2・第4土曜日や夏季休業期間等に「まとめ取り」日の指定をする方法等）は、日曜日及び実際に週休日と定められている日を支給対象日から除外するようになりました。

改 正 前	改 正 後
介護休業期間のうち、時間単位で介護休業を取得した日、 <u>土曜日及び日曜日を除く、その他の平日について</u> 全日介護休業を取得した日が支給対象日となります。	介護休業期間のうち、時間単位で介護休業を取得した日 <u>及び週休日を除く日について</u> 、全日の介護休業を取得した日が支給対象日となります。

2 給料との調整について

改正前は、法律上、支給対象日から除外する日を「日曜日及び土曜日」と定めていたため、平日に8時間の「まとめ取り」日の指定をした日は、給付上、給料との調整により「支給が発生しない日」と取扱っていました。

今回の改正により、平日に8時間の「まとめ取り」日の指定をした日は、法律上、支給対象日から除外する日として定められました。

改 正 前	改 正 後
ア 支給算定日としない日………「調整後の給付日額」が発生しない日 (ア) 休日(祝日・年未年始) 給与条例上、「給料が支給される日」 <u>(イ) 平日に8時間の「まとめ取り」日の指定をした日</u> <u>給与条例上、「給与が減額されない日」であるため、給付上、給料が支給されるとみなす日</u>	ア 支給算定日としない日………「調整後の給付日額」が発生しない日 ・休日(祝日・年未年始) 給与条例上、「給料が支給される日」
イ 支給算定日とする日………「調整後の給付日額」が発生する日 上記ア以外の日	イ 支給算定日とする日………「調整後の給付日額」が発生する日 上記ア以外の日

3 『介護休業手当金に係る事務処理要綱』の変更箇所

- (1) 4 支給対象日
- (2) 5 給料との調整

4 事務処理上の注意点

今回の改正に伴い、「支給対象日」と給料との調整により発生する「支給算定日」の取扱いが変更となるため、介護休業手当金(変更)請求書の記載をするうえで、次の箇所についてご注意ください。

- (1) 裏面「介護休業期間(各月単位)」の介護休業日数
- (2) 裏面「今回支給算定日数(カレンダー)」

5 適用日

平成13年1月1日

介護休業手当金に係る事務処理要綱

「介護休業手当金」は、組合員が高知県又は各市町村（以下「任命権者等」という。）の承認を受けた介護休業（介護休暇）を取得したときに、経済的援助をするために創設された給付制度です。

ただし、高知県又は各市町村における介護休業（介護休暇）の取得対象となる家族の範囲と介護休業手当金の支給対象となる家族の範囲とが異なるため、介護休業（介護休暇）を取得しても介護休業手当金の支給対象とならない場合があります。（1 支給要件を参照。）

給付の算定の基礎となる支給対象日は、1日のうち時間を単位として介護休業（介護休暇）を取得した日及び正規の勤務日以外の日（以下「週休日」という。）を除く日について、全日の介護休業（介護休暇）を取得した日です。（4 支給対象日を参照。）

なお、その日に給料の全部又は一部が支給される場合は、介護休業手当金と給料が調整されます。

（5 給料との調整を参照。）

1 支給要件

（1）組合員が介護休業をした場合に支給する。

（2）介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休業の承認を受けるときに、2週間以上の期間について一括して請求（介護休業の承認請求）した組合員に対して支給する。

介護休業とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第52条第6項において準用する同条第3項に規定する要介護家族（注1）、その他主務省令で定める者（注2）（以下「要介護者」という。図1参照。）を介護するための休業（以下、これに相当する休暇を含む。）であって、任命権者等の承認を受けたものをいう。

（注1） 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第52条第6項において準用する同条第3項に規定する要介護家族

（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上にわたり日常生活に支障があるもの）

ア 組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

イ 組合員の父母

ウ 組合員の子

エ 組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母

（注2） その他主務省令で定める者

（組合員と同居し、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上にわたり日常生活に支障があるもの）

ア 祖父母

イ 孫

ウ 兄弟姉妹

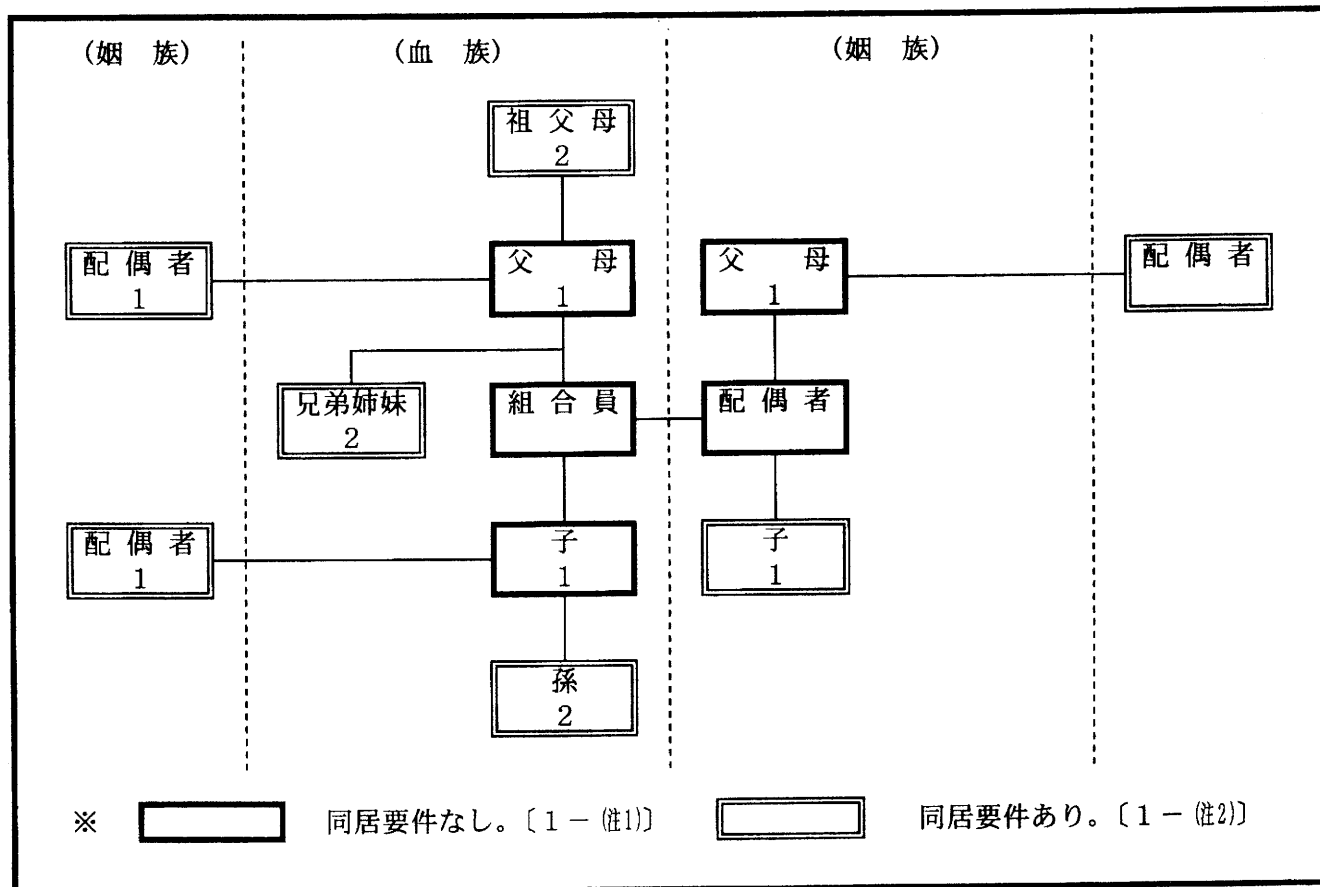
エ 父母の配偶者

オ 配偶者の父母の配偶者

カ 子の配偶者

キ 配偶者の子

〔図1 介護休業手当金の支給対象となる要介護者の範囲〕



2 支給期間

組合員の介護を必要とする要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休業の開始の日から起算して3月を越えない期間とする。

3 支給額

介護休業により勤務に服さなかった期間1日につき、給料日額(注1)の40/100に相当する金額に政令で定める数値(注2)を乗じて得た額(以下「給付日額」という。)に相当する金額を支給する。
(その日に給料が支給される場合は、給付日額と調整されます。)

【算定方法】

- ・ 給料日額×40/100×1.25＝給付日額(円未満切捨て)
- ・ 給付日額－調整する給料(日額)(注3)＝調整後の給付日額
- ・ 調整後の給付日額×支給算定日数(月単位)(注4)＝給付月額

(注1) 給料日額……………給料月額×1/22(10円未満四捨五入)
[給料月額＝給料(本俸)＋給料の調整額＋教職調整額]

(注2) 政令で定める数値……………1.25(教育長は1)

(注3) 調整する給料(日額)……………「5 給料との調整」参照。

(注4) 支給算定日数……………「5 給料との調整」参照。

4 支給対象日

介護休業により勤務に服さなかった日のうち、全日介護休業を取得した日とし、時間単位で介護休業を取得した日は支給対象日から除外する。

なお、全日介護休業を取得した日が正規の勤務日で国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日に当たっても支給するが、「週休日」については支給しない。

(1) 介護休業の取得単位（日又は時間）による取扱い

ア 全日介護休業を取得した日 ----- 支給対象日とする。

イ 時間単位で介護休業を取得した日 ----- 支給対象日としない。

(2) 週休日による取扱い

介護休業手当金と他の休業給付における「週休日」の取扱いは、次のとおりとなる。

ア 介護休業手当金・傷病手当金・出産手当金・休業手当金

日曜日、それ以外の日をもって「週休日」と定められている場合は、その日。(注)

(注) ① 第2・第4土曜日

② 夏季休業期間等に「まとめ取り」日の指定をする方法によるときは、当該日。

ただし、平日に4時間の「まとめ取り」日の指定をした日の取扱いが、給付種別によって次のとおり異なる。

a 介護休業手当金

平日に4時間の「まとめ取り」日の指定をした日について、残り4時間を介護休業した場合は、「時間単位で介護休業をした日」となり、支給対象日から除外する。

b 傷病手当金・出産手当金・休業手当金

平日に4時間の「まとめ取り」日の指定をした日について、残り4時間を休業等した場合は、「4時間の勤務を要する日を全日休業等をした日」となり、支給対象日とする。

③その他

イ 育児休業手当金

日曜日および土曜日

【要 点】

1 介護休業期間のうち、時間単位で介護休業を取得した日及び週休日を除く日について、全日の介護休業を取得した日が支給対象日となります。

◎ 支給対象日から除外される日（支給対象日とならない日）

・時間単位で介護休業を取得した日

・日曜日

・それ以外の日をもって「週休日」と定められている場合は、その日

①第2・第4土曜日

②夏季休業期間等に「まとめ取り」日の指定をする方法によるときは、当該日

（平日に8時間の「まとめ取り」日を指定した日・土曜日に4時間の「まとめ取り」日を指定した日）

③その他

※ 平日に4時間の「まとめ取り」日の指定をした日について、残り4時間を介護休業した場合は、「時間単位で介護休業をした日」となり、支給対象日から除外する。

2 介護休業中は支給対象日にあたる日でも、給料が支給される場合があります。

その場合は、次項「給料との調整」により介護休業手当金の支給が発生しないときがあります。

◎ 給料との調整により介護休業手当金の支給が発生しない日

・休日（祝日・年末年始）

5 給料との調整

(1) 調整方法

支給対象日において、給料の全部又は一部が支給される場合には、介護休業手当金の日額として算定された金額から介護休業手当金の支給対象日について支給される給料の額に相当する金額を差し引いた金額を支給します。

(2) 調整の対象となる給料

- ア 給料（本俸）
- イ 給料の調整額
- ウ 教職調整額

※ 上記ウの教職調整額は、高知県条例「公立学校職員の給与に関する条例」（以下「給与条例」という。）別表第1（小学校・中学校等教育職給料表）又は別表第2（高等学校等教育職給料表）の1級又は2級の適用を受ける教育職員に支給される給料月額 $\frac{4}{100}$ の額のことです。

「給与条例」別表第1又は別表第2の3級の適用を受ける教育職員に加算される額については、上記アの給料（本俸）に含まれます。

(3) 介護休業期間中に支給される給料《給与条例上の取扱い》

「給与条例」第17条の規定に基づき、給与が減額されます。

ア 給料（本俸）と給料の調整額

月額から勤務しない時間（介護休業時間）に相当する給与額を減額して支給されます。

イ 教職調整額

減額されることなく月額を単位として支給されます。

【要 点】

介護休業手当金の日額と給料の日額については、制度上、比較をすることができません。
そのため、給与条例や共済法の規定を参考に、共済における給付上の給料の取扱いを下記（4）のとおり決めました。

(4) 支給対象日における給料の取扱い《給付上の取扱い》

支給対象日において、介護休業手当金の「給付日額」から「調整する給料（日額）」を差し引いた金額を「調整後の給付日額」として支給します。

この取扱いをするうえで、「調整後の給付日額」が発生する日を『支給算定日』と定めます。

【支給算定日の定義】

ア 『支給算定日』としない日……「調整後の給付日額」が発生しない日

- ・休日（祝日・年末年始）
- ・給与条例上、「給料が支給される日」。

イ 『支給算定日』とする日……「調整後の給付日額」が発生する日

上記ア以外の日が該当します。

なお、その日について給料の一部が支給される場合は、「給付日額」との調整をするため、「調整する給料（日額）」の算出が必要になります。

(ア) 給料の一部が支給される場合

「給与条例」別表第1又は別表第2の1級又は2級の適用を受ける教育職員である組合員には、「教職調整額」が支給されるため、「給付日額」から「調整する給料（日額）」として「教職調整額（日額）」を差し引いた金額が「調整後の給付日額」となります。

なお、「教職調整額（日額）」の算出方法は、次のとおりです。

- ・ 教職調整額 ÷ (1月の暦日数 - 土曜日及び日曜日の日数) = 教職調整額(日額)
(円未満切捨て)

	調整する給料(日額)	
・ 給付日額 -	教職調整額(日額)	= 調整後の給付日額

(イ) 給料が支給されない場合

上記(ア)以外の組合員は、給料が支給されないため、「給付日額」から差し引く「調整する給料(日額)」はありません。

	調整する給料(日額)	
・ 給付日額 -	な し	= 調整後の給付日額

6 請求手続

次の書類を介護休業中の各月を単位として、該当月の翌月に提出する。

なお、請求書類は、請求をしようとする時点の所属所から提出する。

(退職者、他の共済組合への転出者は、退職時等の所属所)

(1) 介護休業手当金(変更)請求書(別紙 様式)

介護休業期間が延長されたとき又は短縮されたとき等期間に変更があったときは、変更前の内容に併せて変更箇所に係る(変更後)欄にも記入する。

なお、当該変更に係る内容は、介護休業期間の変更について任命権者等の承認を受けた直後、初めて提出する請求書に記入する。

表 面

ア 介護休業の初日

介護休業期間の初日を記入。

※ この項目は、全日/時間単位取得の介護休業の区別なく記入。

イ 介護休業の末日

介護休業期間の末日を記入。

※ この項目は、全日/時間単位取得の介護休業の区別なく記入。

ウ 請求期間

各月単位で記入。

エ 給料額

「給料(本俸) + 教職調整額 + 給料の調整額」の合算額を記入。

オ 請求金額

「請求期間」における支給額。

カ 送金指定銀行

「支払未済の給付(注)」による提出のときのみ記入。

(注)「支払未済の給付」とは、給付を受ける権利を有する組合員が、給付を受けないで死亡したときの、その支払を受けなかった給付。

裏 面

キ 介護休業期間【所属所長の証明事項】
各月単位で記入。（「ウ 請求期間」と同じ。）

ク 介護休業日数【所属所長の証明事項】
支給対象日数を各月単位で記入。
※ 支給対象日数の取扱いについては、「4 支給対象日」を参照。

ケ 勤務しなかった期間に支払われた給料【所属所長の証明事項】
各月単位で記入。
・給料（本俸）
・給料の調整額
・教職調整額
※ 「5 給料との調整」で示したとおり、共済における給付上の取扱いとして、介護休業期間中に支払われる給料は、「給与条例」別表第1又は別表第2の1級又は2級の適用を受ける教育職員である組合員に対して支払われる「教職調整額」のみとなる。
したがって、給料（本俸）及び給料の調整額は、全請求者について0円を記入し、教職調整額が支払われる者のみ、教職調整額の月額を記入する。

コ 今回支給算定日数（カレンダー）
各月における該当曜日を記入のうえ、支給算定日に○印を付ける。
※ 支給算定日の取扱いについては、「5 給料との調整」を参照。

(2) 添付書類

ア 出勤簿の写し（介護休業の期間が確認できるもの。所属所長の原本証明必要。）

イ 同居を要件とする要介護者に係る請求の場合は、住民票（組合員と要介護者が確認できるもの。）

(3) その他

請求書はコピーして使用する。

7 適用日

この事務処理要綱の適用日は、平成13年1月1日とする。

なお、平成12年12月31日以前については、平成12年12月19日付け公共高第279号の事務処理要綱を適用する。

8 請求手続の留意点

(1) 平成11年4月1日以前から施行日を越えて、引き続き介護休業を取得した場合は、請求書内「介護休業の初日」欄に「平成11年4月1日」と記入する。

(2) すでに請求が可能な月が2月以上ある組合員は、各月の請求書を一括して提出する。

(3) 人事異動により介護休業を取得した期間における所属所と現所属所が異なる場合の請求書及び出勤簿の写しの取扱いは、次のとおりとする。

なお、異動前の所属所長の証明が必要となる下記イ、ウの書類については、異動前の所属所から現所属所に送付し、現所属所から下記アの書類と併せて提出する。

ア 請求書 **表 面**
表面のみコピーのうえ、現所属所長が証明する。

イ 請求書 **裏 面**
裏面のみコピーのうえ、異動前の所属所長が証明する。

ウ 出勤簿の写し

介護休業期間を記載した出勤簿が異動前の所属所に保管されている場合は、当該出勤簿の写しに異動前の所属所長が原本と相違ない旨を証明する。

- (4) 同居を要件とする要介護者にかかる請求の場合は、介護休業を取得した期間において組合員と同居をしていたことが必要となる。

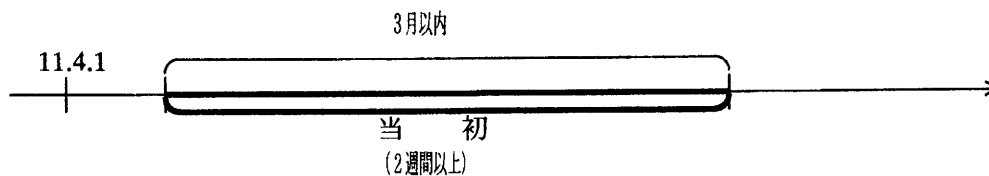
9 支給事例

下記事例は、要介護者の介護を必要とする一の継続する状態において、1日を単位とする介護休業を取得している場合を前提とする。

(事例内の「当初(2週間以上)」期間が2週間未満の場合は、全ての介護休業期間について支給対象外。)

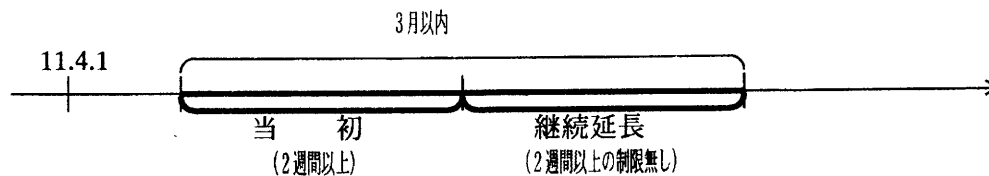
- (1) 平成11年4月1日以降に初めて介護休業を取得したとき。

【例1】初めて介護休業を取得したとき。



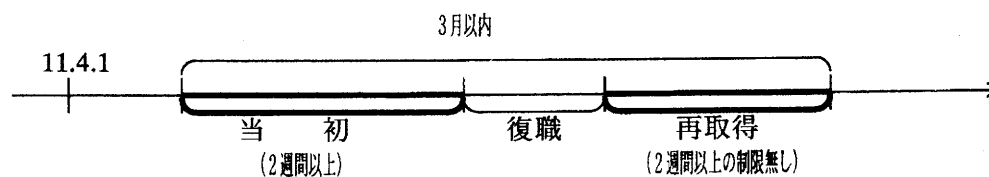
※ 当初期間について、介護休業手当金を支給する。

【例2】初めて介護休業を取得した後、継続して期間を延長したとき。



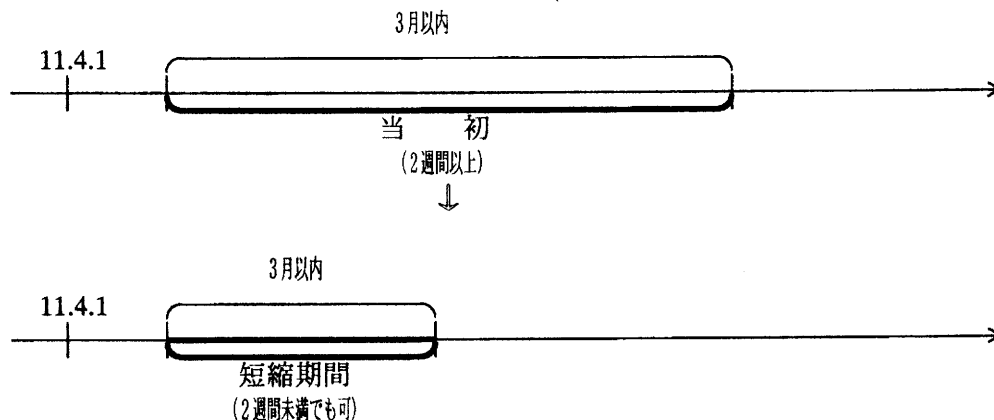
※ 当初期間及び継続延長期間について、介護休業手当金を支給する。

【例3】初めて介護休業を取得した後、一度復職して、その後再度介護休業を取得したとき。



※ 当初期間及び再取得期間について、介護休業手当金を支給する。

【例4】介護休業の期間を短縮したとき。

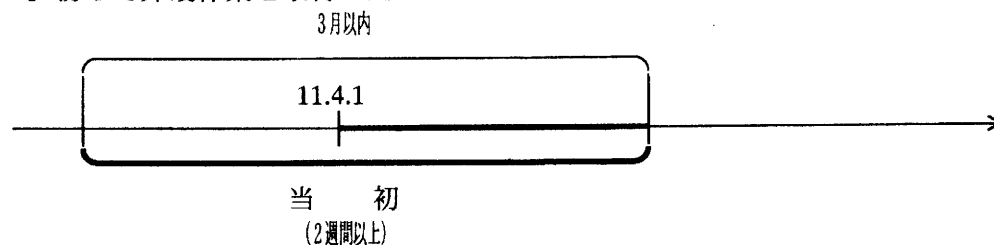


※ 短縮期間について、介護休業手当金を支給する。

(当初介護休業を取得するときは2週間以上の期間であったが、要介護者の介護が不要になったことにより期間を短縮した場合、短縮後の期間が2週間未満であっても介護休業手当金は支給する。)

(2) 平成11年4月1日以前から施行日を越えて、引き続き介護休業を取得したとき。

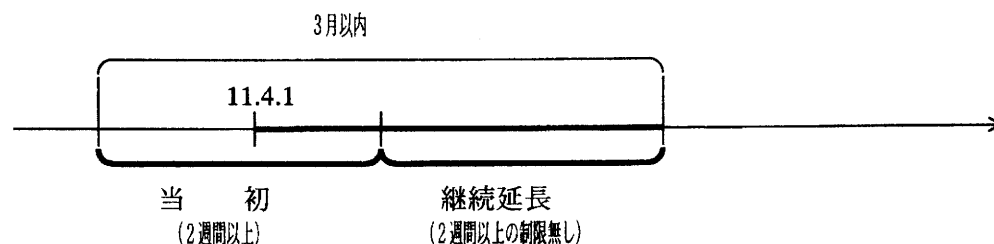
【例1】初めて介護休業を取得したとき。



※ 当初期間のうち平成11年4月1日以降の期間について、介護休業手当金を支給する。

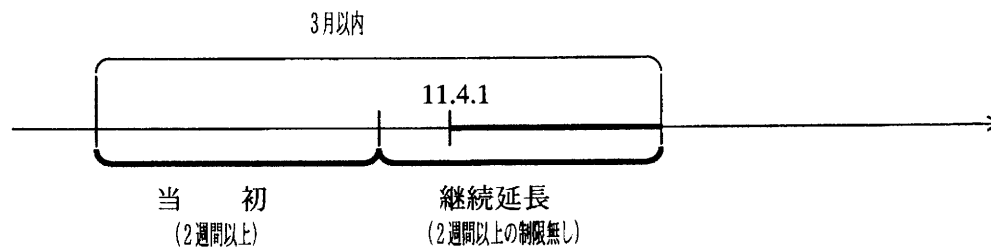
【例2】初めて介護休業を取得した後、継続して期間を延長したとき。

① 当初期間内に平成11年4月1日がある場合。



※ 当初期間のうち平成11年4月1日以降の期間及び継続延長期間について、介護休業手当金を支給する。

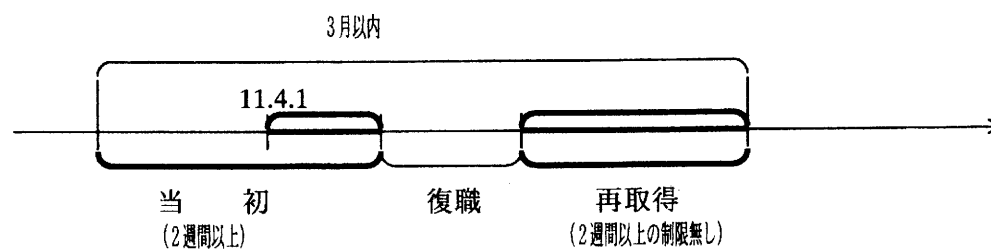
② 継続延長期間内に平成11年4月1日がある場合。



※ 継続延長期間のうち平成11年4月1日以降の期間について、介護休業手当金を支給する。

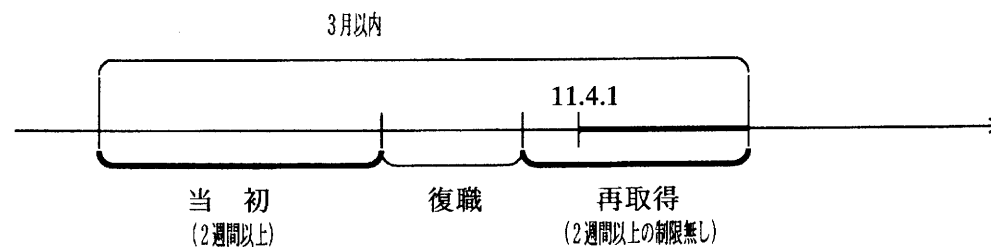
【例3】初めて介護休業を取得した後、一度復職して、その後再度介護休業を取得したとき。

① 当初期間内に平成11年4月1日がある場合。



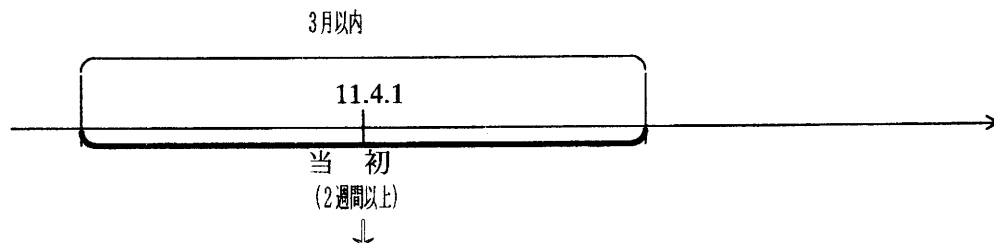
※ 当初期間のうち平成11年4月1日以降の期間及び再取得期間について、介護休業手当金を支給する。

② 再取得期間内に平成11年4月1日がある場合。

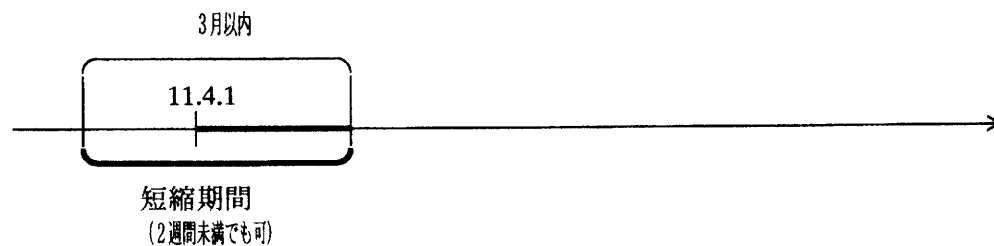


※ 再取得期間のうち平成11年4月1日以降の期間について、介護休業手当金を支給する。

【例4】介護休業の期間を短縮したとき。

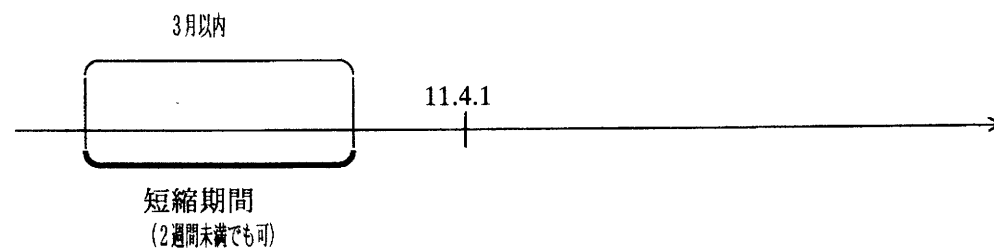


① 短縮期間内に平成11年4月1日がある場合。



※ 短縮期間のうち平成11年4月1日以降の期間について、介護休業手当金を支給する。
(当初介護休業を取得するときは2週間以上の期間であったが、要介護者の介護が不要になったことにより期間を短縮した場合、短縮後の期間が2週間未満であっても平成11年4月1日以降の期間があれば介護休業手当金は支給する。)

② 短縮期間より後に平成11年4月1日がある場合。



※ 平成11年4月1日以降の介護休業期間がないため、介護休業手当金は支給しない。

様式

介護休業手当金（変更）請求書

※

決定額

円

組合員証 記号番号	公立高知 第 号	組合員 氏 名	所 属 機 関 名	
組合員の介 護を必要と する者	氏 名	組合員との続柄		
	住 所			
介護休業の初日 (変更後)	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)	介護休業の末日 (変更後)	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)	
請求期間 (変更後)	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)	から	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)	
給 料 額	表 級 号級 円	請求金額 (変更後)	円 (円)	
上記のとおり請求します。 公立学校共済組合高知支部長 様 平成 年 月 日 住所 請求者 氏名 印				
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 平成 年 月 日 所 在 地 所 属 所 名 所属所長職氏名 職 印				
送 金 指 定 銀 行	口座番号		＜支払未済の給付＞の 場合のみ記入。	
	銀行	支店		

1. 介護休業期間に変更があったときは、変更前の全請求内容に併せて変更箇所に係る（変更後）欄にも記入のうえ、提出してください。
2. 裏面に所属所長の証明を受けたうえ、組合に提出してください。
3. 出勤簿の写し（所属所長の原本証明必要。）を添付してください。
4. 同居を要件とする要介護者に係る請求の場合は、住民票（組合員と要介護者の記載されているもの。）を添付してください。
5. ※印欄は記入しないでください。

介護休業期間 (各月単位)	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
	介 護 休 業 日 数 (支給対象日数) 日
勤務しなかった期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
に支払われた給料	給料 (本俸) 円
	給料の調整額 円
(各月単位)	教職調整額 円

組合員 _____ の介護休業により勤務しなかった期間及びその期間に支払われた給料について、上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

職名 _____

所属所長 _____ 氏名 _____

印

※ 給付額の算定	給 料 円 × 1/22 = 円 → 給料日額 円 (10 円未満四捨五入)	給 料 日 額 円	今回支給算定日数 (該当日に○印)					
			月 分 日					
			曜日	1	8	15	22	29
				2	9	16	23	30
				3	10	17	24	31
				4	11	18	25	
				5	12	19	26	
					6	13	20	27
		7	14	21	28			

給 料 円 × 1/22 = 円 →	給 料 日 額 円 (10 円未満四捨五入)
給 料 日 額 円 × . /100 × 1.25 = 円	給 付 日 額 円 (円 未 満 切 捨 て)
給 付 日 額 調整する給料(日額) 円 - 円 = 円	調整後の給付日額 円
調整後の給付日額 支給算定日数 円 × 日 = 円	支 給 月 額 円

※ 支 給 開 始 日	※ 前 回 支 給 分	※ 今 回 支 給 分	
平成 年 月 日 から	平成 年 月 日 まで	平成 年 月 日 まで	
※ 短 期 掛 金	※ 介 護 掛 金	※ 長 期 掛 金	※ 貸 付 償 還 金
(月 分) 円	(月 分) 円	(月 分) 円	(月 分) 円